

質問に対する回答書

工事名： R2 鳴門渦潮高等学校 第2 体育館空調設備設置工事空調
工事箇所： 鳴門市大津町

徳島県教育委員会施設整備課

このことについては、次のとおりです。

番号	質問事項	回答
1	<p>今回の空調機新設において、付随している建築工事及び室内機設置時体育館の使用が不可能もしくは制限されることになるかと思ます。 特記には、特に土日や夜間の指定はございませんが、具体的に作業できる期間や時間についてお教えください。 また、一定期間体育館の使用をストップさせて頂ける期間はあるのでしょうか。</p>	<p>体育館1階の柔道室・剣道室は基本的に平日の月曜日(11時から11時50分までの時間を除く)、火曜日と水曜日は15時まで、木曜日と金曜日は午前中に工事可能と考えており、部分的な使用制限を行うことを含め工事することを想定しています。また、体育館2階の体育室については平日・休日とも日中使用しているため、内部施工時期に部分的な使用制限と一定期間使用中止を組合せ工事することを想定しています。 なお、詳細については施設管理者と協議・調整により工事を進めることとなります。</p>